

川西市立川西養護学校いじめ防止基本方針

川西市立川西養護学校

1 学校の方針

本校は学校教育目標を、「児童生徒一人ひとりの障がいや心身の発達に応じた教育を行い、心豊かに、たくましく生きる力を育てる。」として、児童生徒が主体的に生きる力、社会参加できる力の育成を目指している。

そのために、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「川西市立川西養護学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、児童生徒が自立と社会参加できる力を育成することを目指している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、平素より個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童生徒の微妙な変化に対応するよう心掛けている。そして、教職員が児童生徒とともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 学校におけるいじめの防止等の指導体制、組織的対応等

ア いじめの未然防止

児童生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童生徒の学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

全教育活動を通じた自立活動、道徳教育及び体験活動等を通し、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

- 児童生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりに努める。
- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む生徒指導担当を中心にした複数の教職員等によりいじめ対応チームを校内に定める。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。
- 児童生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

イ いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り丁寧な日常的な観察に努める。そのためには、教職員が児童生徒のささいな変化に気づき、情報を学部等組織で共有し、迅速に対応することが必要である。

おかしいと感じた児童生徒がいる場合には、組織で対応し学部・クラス代表者会（いじめ対応チーム）等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。

児童生徒の健康状態や本校でのあらゆる教育活動について、アンケート形式による実態把握ではなく、保護者への個別説明、全体説明の機会を設定するとともに、日々直接、保護者との電話および連絡帳、家庭訪問を通じた細やかな情報共有を行い、説明責任を果たし、いじめゼロの学校づくりを目指す。

- 気になる行為等があった場合は、5W1Hを確認し教職員が共有できるようにする。
- 保護者と協力し、連絡及び情報交換を行う。

ウ いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、いじめ対応チーム等を中心に的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる児童生徒にもいじめているのと同様であるということを指導する。

家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするのではなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

- いじめ対応チームを中心に対応する。（スクールカウンセラーによる助言・心のケア）
- いじめ対応チーム等で、指導体制、指導方針、支援、今後の対応について検討し、児童生徒及び保護者に迅速に伝える。
- 因果関係にとらわれることなく、事実のみの情報収集に徹し、教職員間で共有する。

エ ネット上いじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

もし、携帯電話等を児童生徒が保有している場合、未然防止は第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童生徒が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童生徒及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

4 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、いじめ対応チームに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会を始め、学部・クラス懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チーム等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒が主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

6 校内指導体制

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許さない・許されない」そして、いじめを見逃さず、根絶するという強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりがいじめの問題を抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組んでいく。そのためにも「いじめ対応チーム」を充実した組織として機能させていく。

いじめ対応チーム

校長 教頭 生徒指導担当 各学部・クラス代表 養護教諭

* 中学校校区スクールカウンセラーによるアドバイス及び対応
ケースによっては・・・関係学年、担任、特別支援教育コーディネーター
そして・・・・・・・・・・関係諸機関（警察 子どもサポートセンターなど）

* 連携連絡を密に行い、さまざまな事象に対応していけるように

1. 指導年間計画の作成
2. 定期的ないじめ防止基本方針の見直し
3. 校内での共通理解を図るための研修の充実
4. 可能な限りのアンケートなどの実施
5. 日々の保護者との連絡ノートを有効に活用し情報の収集を行う

7 学校指導年間計画

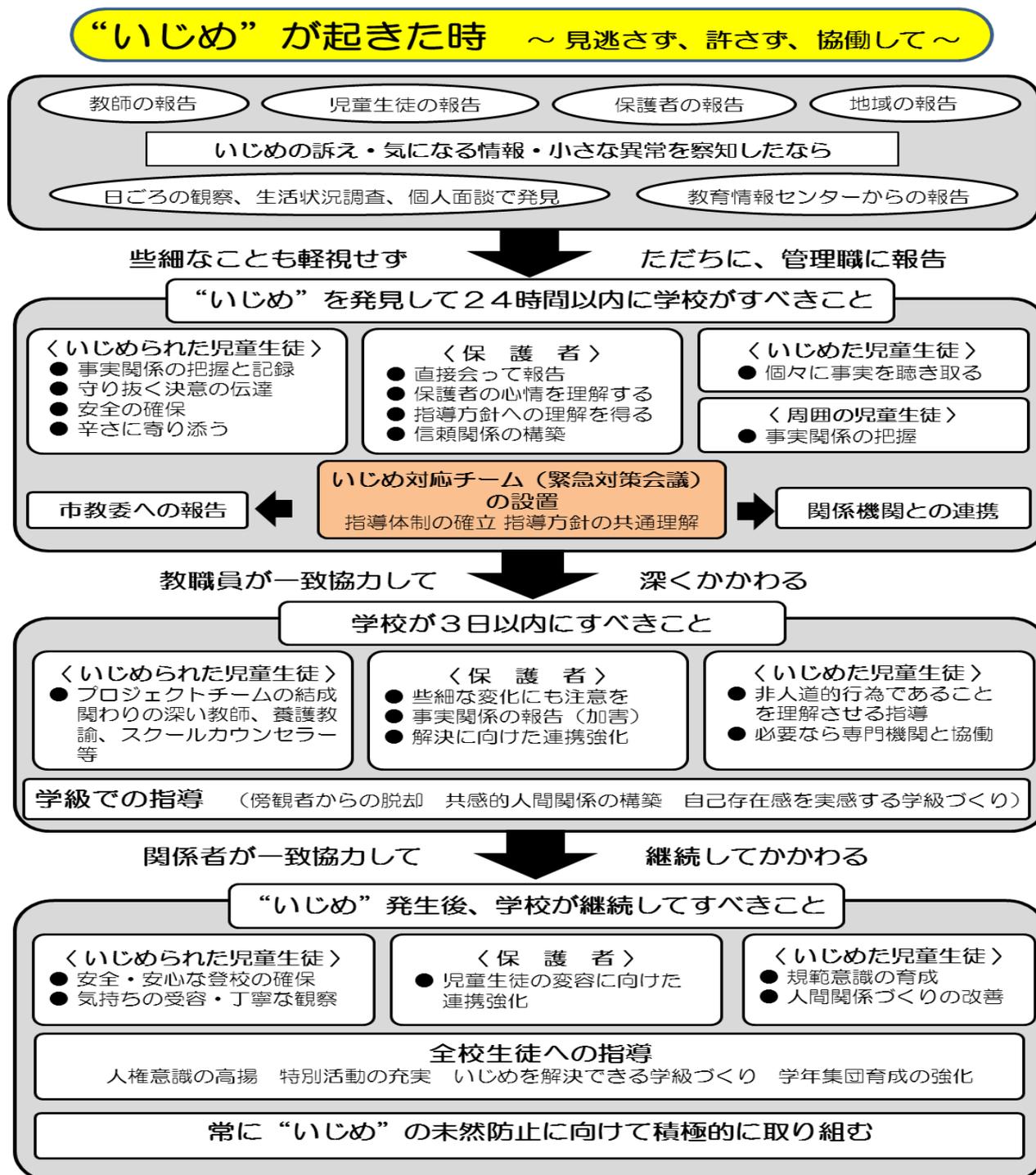
	未然防止・早期発見の取り組み	備 考
4月	いじめ対応チームの確認 指導方針 計画作成 *教職員への共通理解	*健康観察（毎日）
5月	P T A総会 保護者への説明 生活指導会議①・・・早期発見、未然防止に向けた取り組み	*自立活動
6月	アンケート①実施	<u>研修・・・交流</u>
7月	保護者との懇談・・・事実確認と経過の確認	*サマースクール
9月	子どもの観察	*教育キャンプ
10月	アンケート②実施 生活指導会議②・・・早期発見、未然防止に向けた取り組み	*自立活動訓練
12月	保護者との懇談・・・事実確認と経過の確認	<u>研修・・・交流</u>
1月	子どもの観察	
2月	アンケート③実施 保護者との懇談・・・事実確認と経過の確認	
3月	今年度のまとめ	*次年度に向けて

- * アンケートについては、児童・生徒の状態に応じ実施する。
- * 保護者との連携連絡を密に行い、いじめの早期発見、早期解決に向けて取り組む。
- * 生活指導会議を充実したものにし、教職員の共通理解を図る。
- * いろいろな活動や訓練を通して、児童生徒の状況を把握し、問題があった場合にはその対応に備える。
- * 指導者によるチェックリストを活用し、早期発見に努める（別紙9）

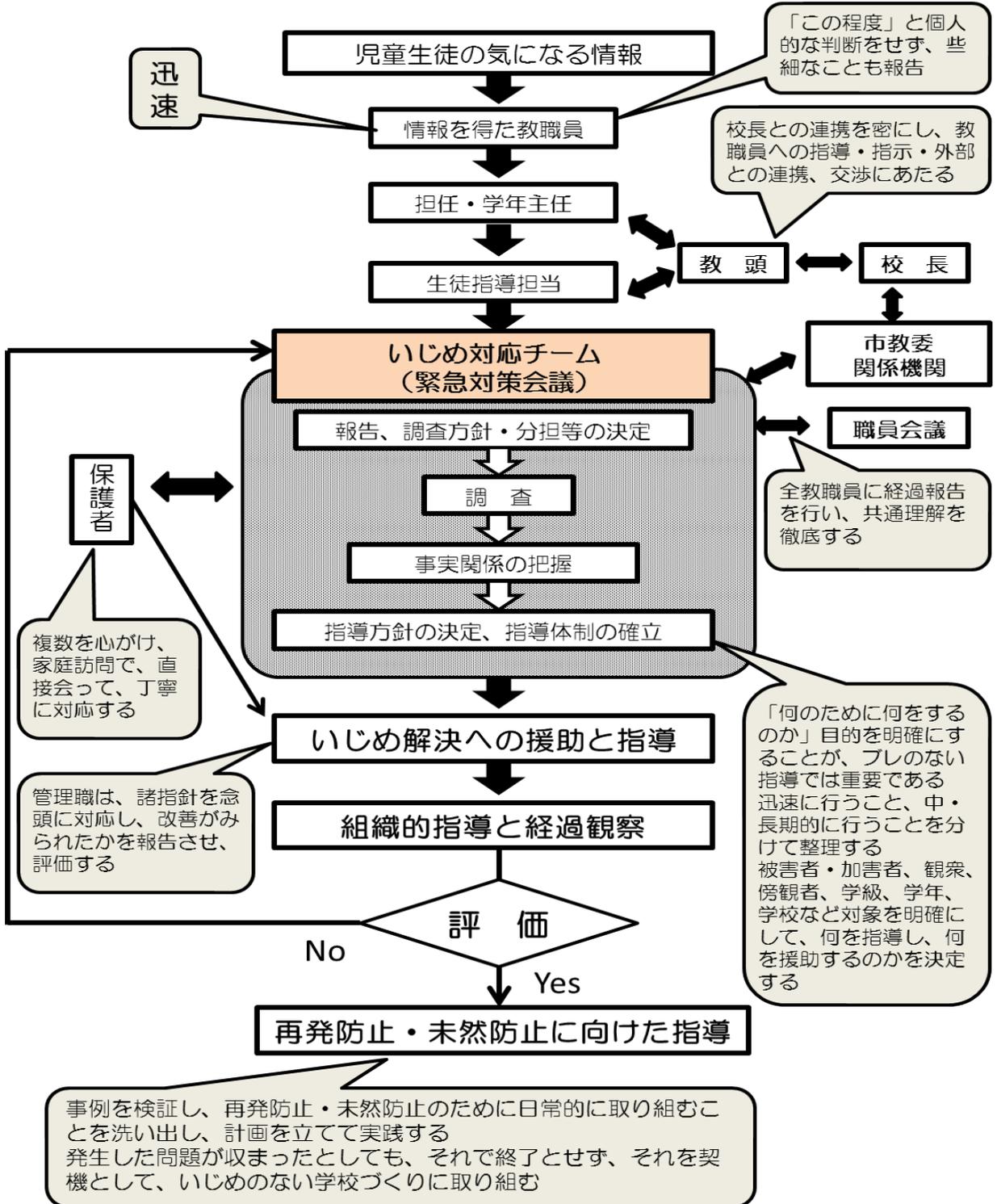
【いじめを認知した時の基本的な対応】

別紙 4

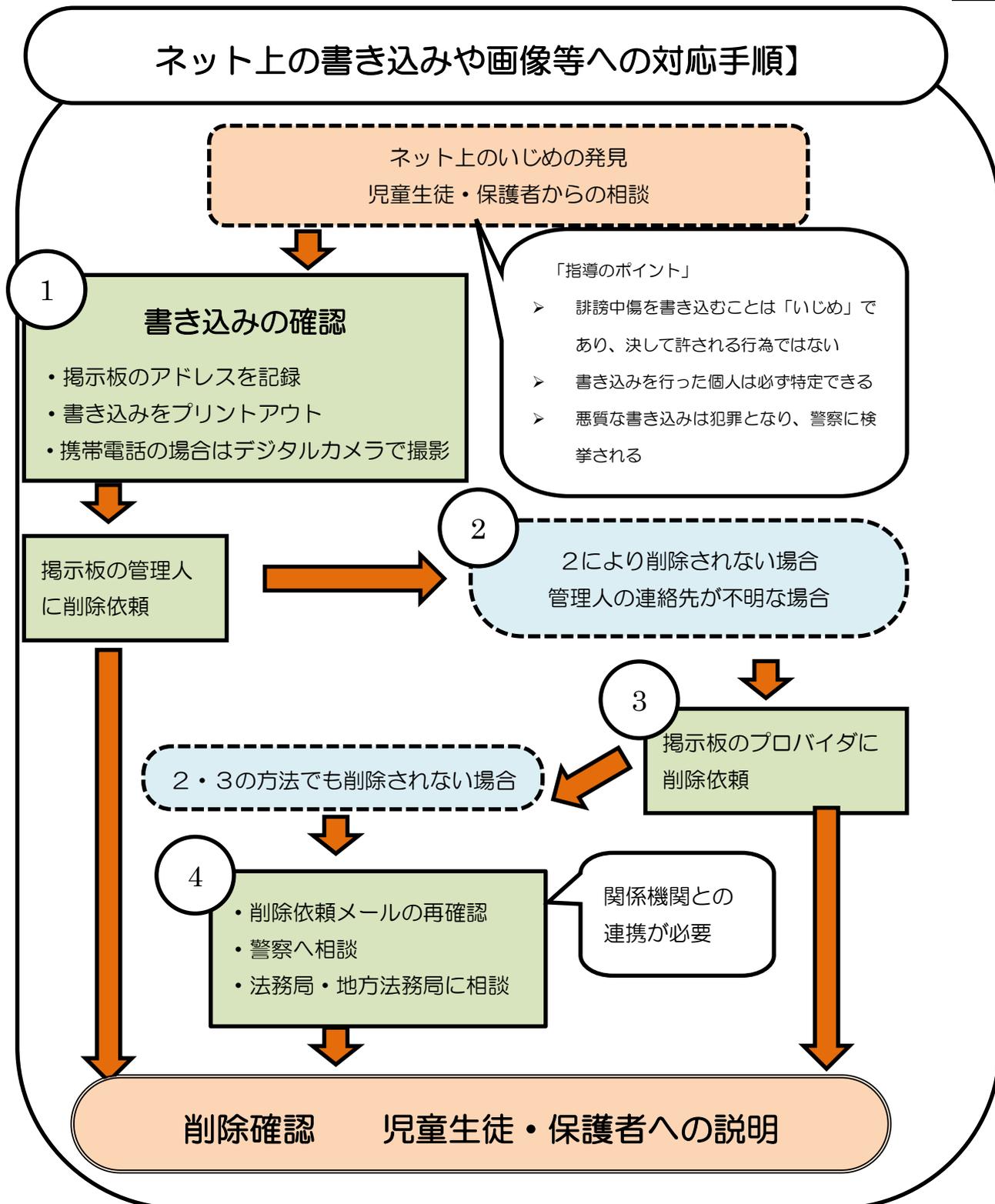
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のフローを参考にし、事案に応じた対応を行う。



いじめ対応チーム（緊急対策会議）の基本



ネット上の書き込みや画像等への対応手順



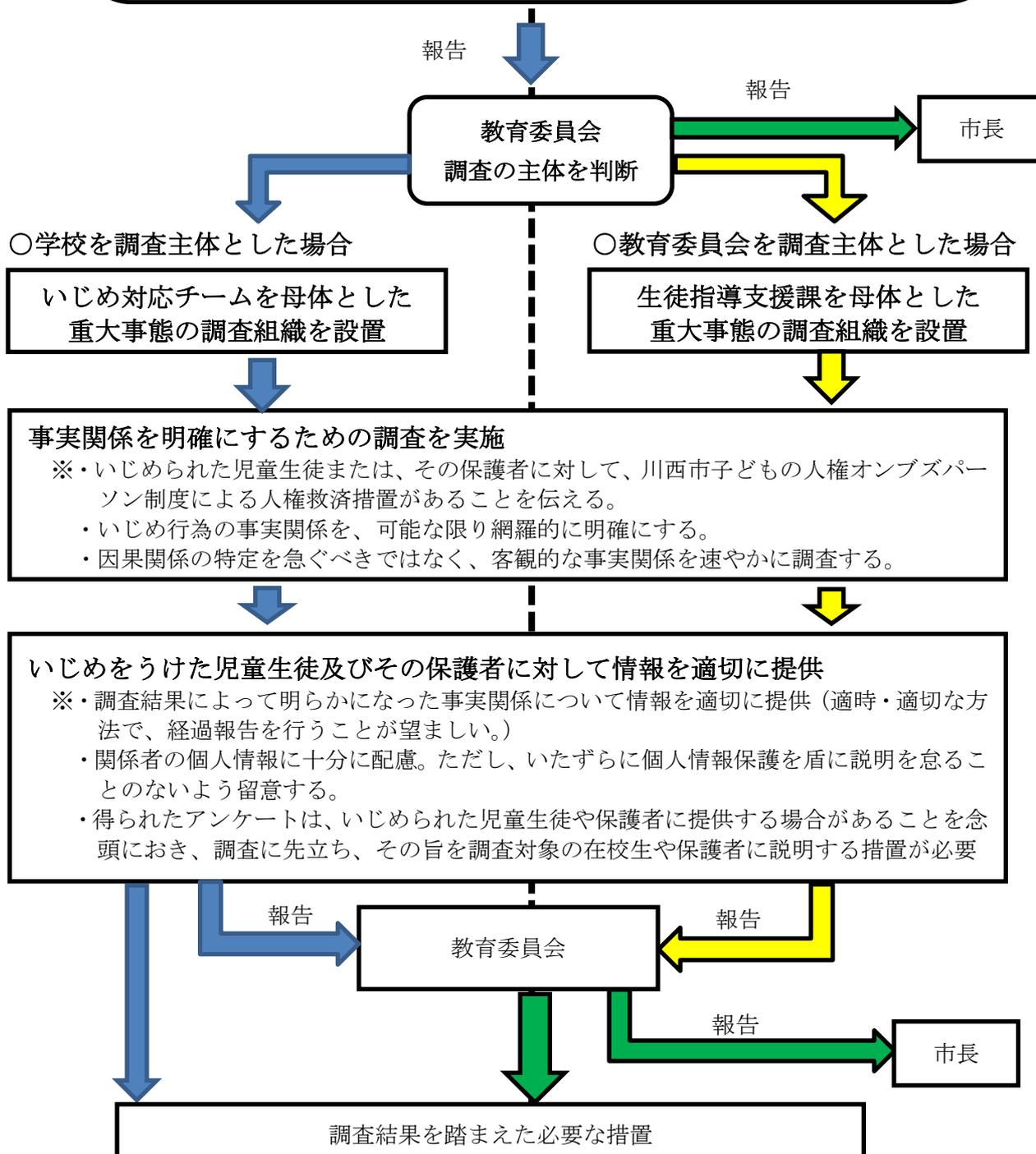
- ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>
- 兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>

重大事態の発生

1 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)

2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき



(1) 情報収集	発見した教職員が状況を報告・整理	状況を管理職及び生徒指導担当に報告する。具体的に事実を整理する。	当該生徒にかかわるすべての教職員から情報を収集する。具体的事実を詳細・時系列で整理する。
(2) 情報収集	複数の教職員から情報を収集	担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等から情報を収集する。	
(3) 指導方針の検討	学年会・生徒指導合同会の開催	教職員の情報を基に今後の対応方針を検討する。管理職に事実を報告する。	情報の共有、方針の共通理解を図る。
(4) 保護者対応	被害生徒の保護者への対応	被害生徒の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者の同意を得る。	生徒の家庭での状況を丁寧に聞き取る。「いじめを許さない」という学校の強い意志を伝える。
(5) 事実確認	被害生徒からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。	生徒間の力関係に留意する。本人を守り通す意志を伝える。
(6) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導方針を検討する。(教頭、教務、学年主任、生徒指導担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等)	被害生徒の保護が必要な場合は対応を検討する。 警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図る。
(7) 事実確認	周囲の生徒から聞き取り	被害生徒の状況を的確に聞き取る。人間関係に十分配慮する。	威圧的な態度にならないよう留意する。
(8) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の生徒からの聞き取りを基に、事実を整理する。	より具体的な方針を協議する。
(9) 保護者対応	被害生徒の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをする。	家庭での状況、保護者の思いを丁寧に聞き取る。
(10) 事実確認	加害生徒からの聞き取り	被害生徒、教職員、周囲の生徒からの聞き取りを基に事実確認を行う。	決して威圧的にならないよう留意し、丁寧に聞き取りを行う。
(11) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害生徒からの聞き取りを基に事実の確認を行う。今後の指導方針を検討する。	被害生徒や保護者の思いを十分配慮する。
(12) 保護者対応	加害生徒の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。	冷静に客観的な事実を基に説明する。難しい対応であることを認識する。
	被害生徒の保護者への対応	学校の取り組みの現状について説明する。当該生徒の学校での様子を伝える。	保護者・生徒の思いに十分配慮する。
(13) 特別な指導	加害生徒に対する毅然とした指導	指導方針に従って指導を行う。学年及び生徒指導担当が中心となる。	自らの行為に対峙させ、いじめの問題を理解させる。 いじめを受けた生徒の心情を十分に理解させるよう留意する。 加害生徒の自己存在感を失うことのないよう留意する。
(14) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害生徒の保護者と連携し、意向を十分配慮して行う。	被害生徒や保護者の心情を加害生徒や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
(15) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害生徒だけの問題ではなく、周囲の生徒(観衆・傍観者を含め)の指導を行う。場合によって学年集会等を開く。	積極的な生徒指導を学年教師全員で行う。
(16) 指導後の状況把握	加害生徒・被害生徒の状況把握	加害生徒・被害生徒との面談、保護者との連携、授業での状況を把握する。	日常生活の状況をすべての教師が把握していく。
(17) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図る。	問題の終了ではなく、いじめのない学校づくりの開始として位置づける。

※ いじめの事実に直面しても見逃してしまう、担任等が一人で解決しようとして報告を怠ることのないよう、研修により教職員の意識向上を図るとともに、組織的な生徒指導体制を構築するよう努める

いじめ早期発見のためのチェックリスト（指導者用）

別紙9

*いじめが起こりやすい・起こっている集団の確認

- 教室の中がきちんと整備されていない
 - 教室の黒板に落書きなどがある
 - 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
 - グループ分けをすると特定の児童・生徒が残る
 - 学部やクラス、グループの中で絶えずまわりの顔をうかがう児童・生徒がいる
-

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
 - おどおど、している
 - 下を向いて視線を合わせようとしない
 - 顔色が悪く、元気がない
 - 早退が増える
 - 遅刻・欠席が多くなる
 - 腹痛など保健室へ行きたがる
 - ときどき涙ぐんでいる
-

●授業中・休み時間

- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 - 学習意欲が減退している
-

●昼食時

- 食事量が減っていたり、食べなかったりする
 - 黙って1人で食べている
-

●その他

- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 多くのストレスを抱えている
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
- 他の子どもに威嚇する表情をする
- 他の児童・生徒に対してきついことばを使う